

第33回くろいそ公民館まつり飲食模擬店出店募集要領

1 趣旨

この要領は、第33回くろいそ公民館まつりの飲食模擬店出店の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

本要領の「飲食模擬店」とは、テント等で雨天も出店可能な屋台形式の出店又はキッチンカー形式の出店のことをいう。

3 設置場所

飲食模擬店の設置場所は、黒磯公民館の入口付近（那須塩原市桜町1番地5）とし、募集数と出店位置は黒磯公民館が現地の状況等を勘案して指定する。

4 設置期間及び開催時間

- 1 設置期間 令和8年11月15日（日）
- 2 開催時間 10時00分から15時00分まで

5 販売品目

飲食模擬店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食物（アルコールを除く）

ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）

イ 現場調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）

(2) 郷土物産品

(3) そのほか黒磯公民館が特に必要と認めたもの

6 出店料

出店料はなしとする。

7 設備

出店規模は駐車場 1 台分 又は テント 1 張（3m×3m 程度）とし、必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者で準備すること。また、設備に必要な燃料費等についても、黒磯公民館では補填は一切しない。なお、黒磯公民館の許可を受けて火気を使用する出店者にあたっては、必ず消火器を設置するか又は黒磯公民館に予め消火器の貸与について相談しなければならないものとする。

8 募集期間及び受付期間

(1) 募集期間 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）から 1 0 月 2 3 日（金）まで
（月曜日、祝日を除く）

(2) 受付時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで
ただし、応募状況により変更することがある。

9 申請方法

出店を希望する者は、前項の募集期間に次に掲げる書類を添付したうえで、出店申込書（別記様式 1）を黒磯公民館に提出するものとする。

- (1) 取扱食品概要書（別記様式 2）
- (2) 営業許可書の写し（※営業許可を持たないボランティア団体等の現場調理・臨時出店については、公民館が一括して保健所へ届出を行います。）
- (3) 出店責任者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 出店者の選定

黒磯公民館は、前項に規定する申請があったときは、本要領に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ及び郷土物産品の P R 等を考慮し、適当であると認めた者を予定出店数（概ね 2 台）の範囲内で出店者として選定する。その場

合の選定理由等については、一切回答しない。

1 1 その他

- (1) 出店にあたっては、本要領を遵守すること。
- (2) 黒磯公民館は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。
- (3) 収益が得られなかった場合でもその損害の補填及び補償は請求することができないものとする。
- (4) 天候不良（自然災害を含む。）等、市が予測できない理由により出店が中止及び縮小になった場合でも出店の準備に要した経費等の補償は請求することができないものとする。
- (5) 出店の際に出るゴミは、各自で持ち帰るように計画を立てること。
- (6) この要領に定めるもののほか、飲食ブースの設置運営に関して必要な事項が発生した場合は、その都度、協議をするものとし、その場合の最終決定権は黒磯公民館が有する。

1 2 出店申請及び問い合わせ先

黒磯公民館 〒325-0042 栃木県那須塩原市桜町1番地5

電話 0287-60-1115 FAX 0287-64-3728

E-MAIL kou-kuroiso@city.nasushiobara.tochigi.jp